

香川県報



第 5 号

平成 18 年

1月20日(金曜日)

目次

告 示

（印は、県法規集掲載事項） ページ

- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 (" ") 一
- 児童福祉法の規定による事業者の指定 (" ") 二
- 昭和五十年年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部改正 (水産課) 二
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (" ") 二
- 道路の供用開始 (道路保全課) 二
- 道路の区域変更（三件） (" ") 二
- 平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部改正 (住宅課) 三

公 告

- 平成十七年度地籍調査事業計画の変更 (農政課) 四
- 肥料の登録の有効期間の更新 (農業経営課) 四

教育委員会公告

- 落札者等の公示
- 選挙管理委員会告示

- 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の指定の取消し
- 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定

正 誤

五

●香川県告示第四十六号
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十八年一月二十日

香川県知事 真鍋 武 紀

告 示

●香川県告示第四十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十八年一月二十日

香川県知事 真鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一三三二 一〇	訪問介護太陽サー ビス 木田郡牟礼町大字 牟礼二〇七三番地 一一二	有限会社太陽サー ビス 木田郡牟礼町大字 牟礼二〇七三番地 一一二	平成十八年 一月九日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇一三三二 一九	訪問介護太陽サー ビス 木田郡牟礼町大字 牟礼二〇七三番地 一一二	有限会社太陽サー ビス 木田郡牟礼町大字 牟礼二〇七三番地 一一二	平成十八年 一月九日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第四十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一三三一 一八	訪問介護太陽サ―ビス 木田郡牟礼町大字牟礼二〇七三番地 一一二	有限会社太陽サ―ビス 木田郡牟礼町大字牟礼二〇七三番地 一一二	平成十八年 一月九日	児童居宅介護

●香川県告示第四十八号

昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

法第百四条第二号に掲げる漁業の表二号志度区域（志度漁業協同組合の地区）の項の次に次のように加える。

二号牟礼区域（牟礼漁業協同組合の地区）	1 小型定置漁業
---------------------	----------

同表二号箱浦区域（三豊郡詫間町のうち大字積、大字箱の地区）の項中「三豊郡詫間町のうち大字積、大字箱の地区」を「三豊市詫間町のうち積、箱の地区」に改め、同表二号西かがわ第一区域（西かがわ漁業協同組合の地区のうち、大野原町及び観音寺市室本町の地区）の項中「大野原町及び観音寺市室本町」を「観音寺市大野原町及び室本町」に改め、同表二号西かがわ第二区域（西かがわ漁業協同組合の地区のうち、豊浜町の地区）の項中「豊浜町」を「観音寺市豊浜町」に改める。

●香川県告示第四十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三條の二第一項第一号の規定により、東讃加入区について、平成十四年香川県告示第二十八号による保険に付すべき義務は、平成十八年一月十七日限り消滅したので告示する。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十日から同年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡琴南町中通字野口八七八番一地从先から 仲多度郡琴南町中通字本名七七八番三地从先まで	一一・三 一六・五	二二・九	平成十二年香川県告示第五百五号で変更した区域の一部
仲多度郡琴南町中通字本村道上五三四番地 先から 仲多度郡琴南町中通字本村六九二番一地从先まで	一三・〇 一五・〇	二六七	

四 供用開始の期日 平成十八年一月二十日

●香川県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十日から同年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 衣掛郷東線（百七十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
高松市鬼無町字鬼無一〇〇九番三 地先から	前	四・七	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
	後	六・五	
高松市鬼無町字鬼無一〇〇七番四 地先まで	前	七・六	道路防災工 事に伴う現 道拡幅
	後	一〇・七	

●香川県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十日から同年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 中徳三谷高松線（四十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
高松市三谷町字白坂三二二四番八	前	一三・八	道路構造物 撤去による
	後	三七	

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
高松市三谷町字白坂三二二四番五 地先まで	後	一二・三	不用物件化
	前	一一・九	

●香川県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月二十日から同年二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 檀石島線（二百七十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
坂出市檀石字家群通三二〇番地先 から	前	五・五	道路防災工 事に伴う現 道拡幅
	後	一七・〇	
坂出市檀石字家群通三二八番地先 まで	前	五・五	道路防災工 事に伴う現 道拡幅
	後	二八・〇	

●香川県告示第五十四号

平成十六年香川県告示第二百五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表卒礼の項中「〇・七五」を「〇・五五」に、「〇・七八」を「〇・五八」に、「〇・八四」を「〇・六四」に改め、香川の項中「〇・七八」を「〇・五〇」に、「〇・七九」

を「〇・五二」に、「〇・八一」を「〇・五三」に、「〇・八二」を「〇・五四」に、「〇・八七」を「〇・五九」に改め、国分寺の項中「〇・七五」を「〇・五一」に、「〇・七六」を「〇・五二」に、「〇・七九」を「〇・五五」に、「〇・八四」を「〇・六〇」に改める。

公 告

●香川県公告第二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により平成十七年香川県公告第二百六十九号で公告した平成十七年度地籍調査事業計画のうち高松市が行う調査について平成十八年一月十二日次のとおり変更した。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期間	摘 要
高松市	高松市塩江町安原下第二号の一部及び塩江町安原下第三号の一部	平成十八年三月三十一日まで	地籍調査
	高松市庵治町の一部	”	地籍調査
	高松市牟礼町牟礼の一部	”	地籍調査
	高松市塩江町安原下第一号の一部及び塩江町安原下第二号の一部	”	地籍調査
	高松市庵治町の一部	”	数値情報化

●香川県公告第二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第七二六号	混合石灰肥料	炭酸苦土入り混合石灰肥料	アルカリ分 五三・〇 く溶性苦土 一八・〇	該当なし	神島化学工業株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目二番七号	平成二十一年一月十三日

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年一月二十日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

- 一 調達件名及び数量 香川県立坂出商業高等学校情報技術実習電子計算組織 一式
- 二 調達方法 貸借
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札者決定日 平成十七年十二月二十日
- 五 落札者の氏名及び住所 リコーリース四国支社 香川県高松市東ハゼ町九番七号
- 六 落札金額 月額三三四、六三五円
(消費税及び地方消費税一五、九三五円を含む。)
- 七 入札公告日 平成十七年十一月八日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当学校 郵便番号 七六二一〇三七 香川県坂出市青葉町一番十三号 香川県立坂出商業高等専修学校 電話番号 〇八七七―四六一五六七一

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる次の病院の指定を取り消した。

平成十八年一月二十日

香川県選挙管理委員会委員長

竹崎克彦

名 称	所 在 地
医療法人恵愛会外科整形外科西川病院	高松市瓦町一―四―五

●香川県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十八年一月二十日

香川県選挙管理委員会委員長

竹崎克彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アミューユよんでん栗林	高松市三条町五六四―一	平成十八年一月十一日

正 誤

平成十七年十二月二十日（香川県報号外六）香川県規則第百二十号中訂正

八 ペー ジ	
正	誤
第4号様式（第9条関係） アスベスト吹付け材使用状況届出書 （日本工業規格A列4番）	第4号様式（第9条関係） アスベスト吹付け材使用状況届出書 （日本工業規格A列4番）
年 月 日	年 月 日

平成十八年一月二十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています